

# 入札説明書

## 1 発注業務の概要

業 務 名	米子市防災行政無線設備保守点検業務
業 務 内 容	無線機器の正常な機能の維持と、障害発生の未然防止を図るとともに、親局（基地局）を中心に構成する子局装置の設備が一体的、かつ、総合的に作動するシステムとしての機能を発揮し、設備の運用が円滑確実にい行い得る状態に整備することを目的に保守点検を実施する。 ※保守点検対象 （１）親局設備 1式 （２）屋外拡声子局 42局 第1期工事分 ※詳細については、別に定める仕様書（以下「仕様書」という。） のとおり
履 行 場 所	米子市加茂町一丁目1番地ほか
履 行 期 間	契約の締結の日から令和2年3月31日まで
契 約 保 証 金	免除
前 払 金	無
部 分 払	無

## 2 入札参加資格者

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす法人とする。

資 格	次に掲げる条件のいずれかを満たしていること。 （１）市長が定める令和元年度及び令和2年度における建設工事入札参加資格（（２）において「指名競争入札参加資格」という。）において電気通信工事の資格を有し、かつ、令和元年6月3日現在で、市内に本店又は支店若しくは営業所（契約の締結に関する権限についての年間委任状が、米子市に提出されているものに限る。）のいずれかを有していること。 （２）指名競争入札参加資格において、電気工事のA級又はB級の資格を有していること。 （３）市長が定める令和元年度における物品、役務等の指名競争入札参加資格を有し、令和元年11月13日現在で、市内に本店又は支店若しくは営業所（契約の締結に関する権限についての年間委任状が、米子市に提出されているものに限る。）のいずれかを有していること。
-----	--

指名停止	米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
その他	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。

### 3 本件入札に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部契約検査課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※質問事項を記載した書面（様式第5号）をファクシミリで送付のこと。
受付期間	令和元年11月13日（水）から同月27日（水）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合又は質問の内容が意見などの場合には、掲載はしない。

### 4 入札参加申込みの期限等

申込期限	令和元年11月27日（水）午後4時
申込場所	米子市総務部契約検査課 電話 0859-23-5365
提出書類	入札参加申込書（様式第1号）を持参により提出すること。
指名通知	令和元年11月28日（木）に入札参加申込者に対し、指名通知書をファクシミリで送信する予定。 なお、次のいずれかの要件に該当するときは、指名を行わないものとする。 （1）入札参加資格者としての条件を満たさないとき。 （2）市が発注している業務の履行が著しく遅れているとき。 （3）賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められるとき。 （4）市長が受注者としてふさわしくないと認めるとき。

### 5 入札説明会の日時等

説明会の日	令和元年11月20日（水）午後1時30分
説明会の場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室

## 6 入札日等

入札日	令和元年12月3日(火)午後1時30分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室
入札保証金	免除
入札書等の書式	入札書(様式第2号)、辞退届(様式第3号)及び委任状(様式第4号)の書式は、本件入札について、米子市ホームページに掲載した様式を使用すること。 ※代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状(受任者の意思が明確であるものに限る。)を提出すること。
入札書の提出方法	持参のこと。 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書の提出は、認めない。
その他	(1) 入札日には、次のものを持参すること。 ア 入札書(様式第2号) イ 辞退する場合の辞退届(様式第3号) ウ 委任状(代理人が入札する場合)(様式第4号) エ 印章(代理人の場合は、代理人の印章。なお、ゴム製のもの、不可) オ 筆記用具(鉛筆は不可) (2) 入札書・辞退届・委任状の記入方法については、別紙「入札に必要な書類と記載上の注意」のとおりとする。 (3) 入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。 (4) 入札開始時刻までに入札場所に参集されなかった方は、入札に加わることはできない。 (5) 入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は、無効とする。 (6) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。 (7) 入札者は、入札書を提出するまでの間に入札辞退届又は入札を辞退することを明記した書面を提出すれば、いつでも入札を辞退することができる。

## 7 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部契約検査課(電話0859-

23-5365・ファクシミリ0859-23-5368)とする。

- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。
- (4) 本入札説明書に記載のない手続については、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づき執行する。